

令和2年4月1日

マイクロバス利用団体 様

四万十町役場学校教育課  
四万十町役場大正地域振興局  
四万十町役場十和地域振興局

令和2年度よりバス運転手に費用弁償が発生します(通知)

春暖の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます  
さて、表記の件につきまして、令和元年度までと、令和2年度以降でバス運転手の料  
金に変更があります。

令和元年度までは、運行時間に応じた賃金のみでの支払いでしたが、  
令和2年度からは、これに加え、運転手に対する費用弁償代(自宅～バス停車地ま  
での通勤手当)の支払いをお願いいたします。

運転手の住所やバス停車地により、金額が異なりますので、下記を参照ください。  
部活動の遠征や遠足等全てのバス利用において費用弁償が必要となりますので、  
ご注意ください。(令和2年度の学校配当予算については学校教育課で入力済)

記

■運転手の自宅～バスの停車地までの距離

距離	金額 (1回あたり)
2 km未満	0 円
2 km以上 5 km未満	95 円
5 km以上 10 km未満	200 円
10 km以上 15 km未満	338 円
15 km以上 20 km未満	476 円
20 km以上 25 km未満	614 円
25 km以上 30 km未満	752 円
30 km以上 35 km未満	890 円

※1回利用ごとの単価となります。

2日(1泊2日)利用の場合は、1回利用の料金になります。

2日(1日ごと)利用の場合は、2回利用の料金になります。

\*2P 個人別詳細削除